

No.	分類	質問内容	回 答
1	目的	補助金の事業概要を教えてください。	新型コロナウイルス感染症拡大により、宿泊施設の経営に影響を受けた事業者に対し、事業の継続・再開を支援するため、予算の範囲内において、沖縄市宿泊施設支援補助金を交付する事業となっております。
2	対象施設	旅館業法第3条第1項の許可を受けて市内で宿泊施設を営む者とは？	旅館・ホテル営業、簡易宿所を営むため、沖縄県中部保健所から営業の許可を受け、市内で当該宿泊施設（旅館、ホテル等）を営む者をいいます。ただし、下宿営業を行う施設（旅館業法第2条第4項の規定に該当する施設）は対象外となります。
3	対象施設	令和4年7月1日以降に、旅館業法第3条第1項の許可を受ける予定だが、対象となりますか？	本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊施設を対象として考えているため、これから営業開始する施設は対象となりません。令和4年6月30日時点で許可を受けて営業している施設が対象となります。
4	対象施設	令和4年6月30日時点で休業している場合は対象になりますか？	対象となります。 ただし、今後再開し、その後継続する意思がある施設に限ります。
5	対象施設	沖縄市内で民泊施設を営んでいます、対象となりますか？	旅館業法の許可を受けている民泊施設は対象となりますが、住宅宿泊事業法に基づく民泊は対象となりません。
6	対象施設	民泊施設（住宅宿泊事業法）が対象とならないのはなぜですか？	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けやすい、営業日数制限のない宿泊施設を優先的に支援するため、住宅宿泊事業法による民泊施設を対象外としております。ご理解のほどよろしく申し上げます。
7	対象施設	いわゆるラブホテルとして営業している宿泊施設において、旅館業法第3条第1項の許可を受けている場合、対象施設となりますか？	ラブホテルとして営業している宿泊施設は対象となりません。 旅館業法第3条第1項の営業許可を受けている施設であっても、店舗型性風俗特殊営業を行う施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号から第6号に該当する施設）に該当する場合は、対象となりません。
8	対象者	施設所有者と施設運営者が異なる場合、対象者はどちらになりますか？	施設運営者となります。
9	対象者	施設は沖縄市内にあるが、個人事業主で市外、または法人登記の住所が市外ですが対象になりますか？	対象となります。
10	対象者	国や県・市の補助金/支援金を受け取っているが、申請できますか？	申請は可能です。ただし、国や県の補助金を支給されてもなお、新型コロナウイルス感染症の影響が改善されない場合に限り、交付対象とします。
11	交付額	交付額の算定方法	宿泊施設における客室数に応じて交付額を決定いたします。 交付額については、1室あたり1万円とし、最低交付額を10万円、上限交付額を300万円としております。
12	申請書類	沖縄市に納税の義務がない、又は沖縄市から課税されていません。「市税の滞納の無い証明書」の提出はどうしたらよいでしょうか？	沖縄市が発行する非課税の証明書、又は課税自治体が発行する「滞納のない証明書」等の提出をお願いします。 いずれにも該当しない場合は、別途ご相談を承ります。

13	申請書類	「客室数を確認できる公の資料」とは、どのようなものがありますか。また、いつ時点のものになりますか？	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する沖縄県知事（以下「県知事」という。）による営業の許可を受けたときの書類関係となります。その他、パンフレットやHPなどが公の資料に該当します。
14	申請書類	「交付申請者本人名義の振込先口座通帳の写し」とありますが、表紙だけでよろしいでしょうか。	金融機関名、口座番号、口座名義の確認を行いますので、表紙と表紙の裏のページ（名義人（カタカナ表記）、店番、口座番号が記載されているページ）の写しをご提出ください。
15	申請書類	令和4年（2022年）開業のため、「令和3年分の確定申告の写し」が提出できませんが、どうしたらよいでしょうか。	令和4年（2022年）1月以降に開業した方は、「令和4年1月から同年6月までの売上額を確認できる帳簿等の写し」をご提出ください。
16	申請書類	「履行事項全部証明書」とはどのような書類でしょうか。どこで取得できますか。	法人登記の「全部事項証明書（登記簿謄本）」の「履歷事項証明書」のことを指しています。 会社等の本店又は支店の所在地を管轄する法務局（例えば、所在地が沖縄市であれば、那覇地方法務局 沖縄市局）で取得することができます。また、オンラインでの請求もできますので、詳しくは下記をご確認ください。 ○法務局「登記事項証明書（会社・法人）」を取得したい方へ https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/shomeisho_000002.html
17	申請期間	申請期間はいつからいつまでですか。	申請（請求）期間は、令和4年8月10日（水）から令和4年12月16日（金）までとしております。 なお、予算額に達した時点で受付を終了する場合がございますので、ご理解の程よろしく申し上げます。
18	交付決定 口座振込	申請してから、どのくらいで通知書が届きますか？ 口座の振込はいつごろになりますか？	申請を受け付けてから2週間以内を目途に審査を行い、交付又は不交付を決定します。 交付決定の場合、補助金交付決定兼確定通知書の郵送と指定の口座への振り込みを行います。 （口座振込後に通知書が届くことも想定されます。） 不交付決定の場合、補助金不交付決定通知書の郵送を行います。 ただし、提出書類に不備や疑義がある場合、または、申請件数の状況によっては、さらに日数がかかる場合がありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。
19	口座振込	振り込まれた場合、通帳にはどのように記入（印字）されますか。	「オキナワシ カンコウスポーツシンコウ」と印字されます。
20	対象施設	ラブホテルを対象外にする理由を教えてください。	観光スポーツ振興課において、当該事業を実施するにあたり、観光産業の回復につなげることを狙いとしております。 そのため、観光客をメインターゲットとしている宿泊施設、観光客が来訪される際に宿泊するために予約されることが想定される宿泊施設を対象としております。